

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程（平成29年旭医大達第18号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 旭川医科大学病院に、医療法（昭和23年法律第205号）<u>第19条の2第2号</u>及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）<u>第15条の4第2号</u>の規定に基づき、医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年3月18日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>医療法及び医療法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 旭川医科大学病院に、医療法（昭和23年法律第205号）<u>第16条の3第1項第7号</u>及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）<u>第9条の23第1項第9号</u>の規定に基づき、医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(略)</p>